

6 翻訳出版助成

申請書略号: Q-TPS

担当: 文化事業部企画調整チーム

日本理解及び日本研究の促進を目的として、日本語で書かれた図書の外国語翻訳・出版を計画する海外の出版社に対し、翻訳経費（翻訳料）及び／又は出版経費（印刷・製本費）の一部を助成します。商業ベースに乗りにくい日本関連図書の出版を促し、またその販売価格を下げることで、より多くの読者に普及させることがねらいです。

「翻訳助成のみ」、「出版助成のみ」、「翻訳助成と出版助成両方」のいずれの申請も受け付けます。

申請資格

原則として海外の出版社（法人）。ただし、海外の図書流通業者との契約が成立している等、海外での販路が確保されている場合に限り、国内の出版社（法人）からの申請も受け付けます。

対象事業

日本に関わる主題を扱った、人文・社会科学及び芸術分野における、日本語で書かれた図書の翻訳・出版で、以下の要件を満たす事業。

- (1) 2020年4月1日から2021年2月28日までの間に図書を刊行すること。ただし、「翻訳助成のみ」の申請の場合、翻訳原稿完成後2年以内の出版を保証できれば申請可能です。
- (2) 翻訳出版する日本語の原典が申請時点で既に刊行されていること。
- (3) 原則として、日本語原典からの直訳であること。ただし、翻訳者層の薄い国からの申請については、外国語翻訳からの重訳を認めることもあります。
- (4) 原典（重訳の場合は、重訳の元となる図書も含む）の著作権者に翻訳・出版計画の了解を得ており、翻訳料について出版社と翻訳者との間で契約が既に締結されていること。
- (5) 申請時点で翻訳の一部が完成していること。申請時に翻訳見本（約30ページ）を提出する必要があります。
- (6) 事業の計画及び方法が目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものであること。
- (7) 宗教的又は政治的な目的のために利用されるものではないこと。

※「翻訳助成のみ」に申請する場合であれば、電子書籍についても申請可能です。

※以下の図書は本プログラムの対象とはなりません。

- ・ 定期刊行物（特集号を含む）、会議議事録、展覧会カタログ、観光案内、パンフレット、語学辞典、日本語教材等の図書
- ・ 原典が外国語で刊行された図書
- ・ 一般に流通することが期待できない図書（寄贈目的のみなど）
- ・ 翻訳者への翻訳料の支払が印税方式で行われる図書
- ・ 再版となる図書
- ・ 上記(5)の翻訳原稿見本が既に「出版済み」である場合。この場合の「出版済み」には、自費出版、雑誌掲載、WEB掲載など何らかの媒体に掲載されたものを含みます。

※過去不採用になった案件は、事業計画及び翻訳原稿の修正・変更なしに、同じ内容のまま再申請することはできません。

助成内容

2020年4月1日以降に発生し2021年2月28日までに支払が完了する以下の費目を対象に、経費の一部を助成します。

- (1) 翻訳料：申請機関が翻訳者に支払う謝金
- (2) 印刷・製本費：申請機関が印刷業者等に支払う用紙、製版、印刷、製本代等

※以下にご留意ください。

- ・ 2020年3月31日以前に発生した経費は助成対象になりません。

- ・編集費、著作権処理費、デザイン費、輸送費、校閲費等は助成対象外です。
- ・助成金は、翻訳原稿又は完成本の提出後に支払われます。

採用実績（参考）

採用20件／応募57件

採用案件平均助成金額57万円（令和元年度）

選考方針

- (1) 全プログラム共通の選考方針はp. 4をご覧ください。
- (2) 提出された申請書類に基づき、外部専門家の意見を聴取の上、採否を決定します。
- (3) 以下の図書の翻訳・出版については、相対的に高い評価が与えられます。
 - ア 国際交流基金「翻訳推薦著作リスト」(Worth Sharing - A Selection of Japanese Books Recommended for Translation) に掲載されている図書
「翻訳推薦著作リスト」は下記のウェブサイトで公開しています。
https://www.jpf.go.jp/j/project/culture/publication/supportlist_publish/worth_sharing/index.html
 - イ その国の社会に広く影響を与えると考えられる図書。専門的過ぎず、読者に広がり期待されるもの
 - ウ その国において、まだ翻訳・出版されたことのない著者による図書
 - エ 日本関連図書が出版されることが少ない言語・地域において、日本語から直接翻訳がなされる図書

申請締切

2019年11月20日（必着）

結果通知

2020年4月下旬

7 石橋財団・国際交流基金 日本美術リサーチフェローシップ

申請書略号: Q-FW
担当: 文化事業部美術チーム

諸外国における日本美術に関わる人材育成と研究促進のため、学芸員・研究者等を日本に招へいし、調査研究等の活動を行う機会を提供します。

本事業は、公益財団法人石橋財団の「寄付助成事業」により実施されるものです。

対象分野及び対象活動

日本美術に関する明確な目的と計画の下で、日本において行う調査研究等の活動を対象とします。主な対象分野は日本現代美術とします。諸外国における日本美術に関する展覧会の開催や書籍の出版等を目的とする活動を優先します。

申請資格

「対象分野及び対象活動」を行う、海外在住の専門家や実務者（キュレーター、リサーチャー、エドゥケーター、コンサバター等）。以下の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 日本と国交がある国の国籍（又は永住権）を有していること。
- (2) 日本で調査研究等の活動を行うにあたり、心身共に支障のない健康状態であること。
- (3) 日本語又は英語のいずれかに十分な能力を有していること。
- (4) フェローシップ期間中継続して日本に滞在することが可能であること。
- (5) 国際交流基金からフェローシップの支給経費の交付を受けることについて自国の法令等に違反していないこと。
- (6) 他の国際交流基金公募プログラムに申請しない方。

※詳細については「石橋財団・国際交流基金日本美術リサーチフェローシップ申請要領」をご覧ください。